

地域計画

策定年月日	令和 7 年 3 月 31 日
更新年月日	令和 年 月 日 ()
目標年度	令和 16 年度
市町村名 (市町村コード)	丹波市 (28223)
地域名 (地域内農業集落名)	市島町上鴨阪 (尾端)清水谷

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	3.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	3.9 ha
② 田の面積	3.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.2 ha
(参考)区域内における〇〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、三方を山に囲まれ、水田は小さく傾斜も多い悪条件の圃場が多かった。平成26年の丹波市豪雨災害により清水谷は壊滅的な被害を受け、被災田の復旧だけではなく被災前の不利条件を改善し、上質で利便性の良い圃場に復興という願いから、地権者の負担を軽減した基盤整備事業に着手した。
担い手となる農業者がいない中、今後の農業の維持・発展のため平成29年3月に組合組織を立上げ、更なる水田農業の維持・発展に貢献することと共に地域の活性化、後継者づくりのため(農)清水の里営農組合を設立した。今後、営農組合の維持、発展を促すことが最大の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

【該当する項目に☑を記載】	
☐	①当地区は水稻を主に、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
☒	②当地区は水稻を主に、特産の丹波大納言小豆、黒大豆等を拡大していく。
☐	③地区内外の認定農業者・集落営農組織等に農地の集積・集約化を進める。
☐	④新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。
☐	⑤施設、果樹等の高収益作物の導入を進める。
☐	⑥農業を担う者への農地の再配分を進めることができるよう、必要な条件整備を実施する。
☒	⑦農地の効率的かつ総合的な利用を図るため貸借相談等を行う部署を設ける。
☐	⑧山裾の農地について、適地等の判断を行い丹波栗等に転換していく。
☐	⑨多面的機能が維持できる農地管理を行う。(放棄田発生防止)
☒	⑩その他((農)清水の里営農組合が地域農業を守っていく。)

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
【該当する項目に☑を記載】					
☒ ①農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、集落営農法人、農業法人)への農地の集積・集約化を図る。 ☐ ②担い手以外の農業を担う者にも地域のバランスを考えながら農地利用を進める。 ☐ ③その他()					
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	58 %	将来の目標とする集積率	60 %		
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標					
【該当する項目に☑を記載】 (令和 6 年度時点)					
☐ 担い手が利用する農地面積の団地数 $\longrightarrow$ <table border="1"> <tr> <td>1箇所</td> <td>平均 160 a</td> </tr> </table>				1箇所	平均 160 a
1箇所	平均 160 a				
☒ 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和 16 年度)					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
【該当する項目に☑を記載】	
☒ ①農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、認定農業者や新規就農者等(担い手)を中心に集積・集約化を進める。 ☐ ②その他()	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
【該当する項目に☑を記載】	
☒ ①農地中間管理機構を活用して、担い手等の経営意向をくみ取り、段階的に集積・集約化を進める。 ☐ ②その他()	
(3) 基盤整備事業への取組	
【該当する項目に☑を記載】	
☐ ①地域のニーズを踏まえ、農地管理の効率化を図るためパイプライン等の基盤整備事業を進める。 ☐ ②担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を()年度までに実施する。 ☒ ③現在、基盤整備事業は考えていない。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
【該当する項目に☑を記載】	
☐ ①関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。 ☒ ②農地の貸し借り、斡旋等の相談から定着までを行う機能(組織)を設置する。 ☐ ③その他()	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
【該当する項目に☑を記載】	
☒ ①水稻栽培に関しては設備投資を抑えるため、地区内の営農組織に依頼する。 ☐ ②水稻以外の農作業の効率化を図るため、農業支援サービス事業体へ作業委託する。 ☐ ③遊休農地発生を防止するため、作業遅れ等発生する場合は極力農業支援サービス事業体へ作業委託する。 ☐ ④その他()	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑦H26年8月豪雨災害の復旧に伴い被災前の不利条件を改善するため県単圃場整備事業に取組み、復興後設立された(農)清水の里営農組合が地域農業を守っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		2.77 ha	0 ha		3.09 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積は、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

尾端(清水谷)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
1 集		小豆・水稻ほか	1.6 ha	ha	小豆・水稻ほか	1.92 ha	ha	1	
2 利用者		水稻ほか	0.26 ha	ha	水稻ほか	0.26 ha	ha	2	
3 利用者		水稻ほか	0.25 ha	ha	水稻ほか	0.25 ha	ha	3	
4 利用者		水稻ほか	0.19 ha	ha	水稻ほか	0.19 ha	ha	4	
5 利用者		水稻ほか	0.18 ha	ha	水稻ほか	0.18 ha	ha	5	
6 利用者		水稻ほか	0.16 ha	ha	水稻ほか	0.16 ha	ha	6	
7 利用者		水稻ほか	0.09 ha	ha	水稻ほか	0.09 ha	ha	7	
8 利用者		水稻ほか	0.04 ha	ha	水稻ほか	0.04 ha	ha	8	
合計			2.77 ha	ha		3.09 ha	ha		

